

平成27年度 第15回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成28年 2月 9日 (火) 10時00分 ~12時10分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	佐土原委員 (会長)、奥委員 (副会長)、岡部委員、木下委員、田中 (稲) 委員、津谷委員、水野委員、横田委員
欠席委員	池邊委員、井上委員、小熊委員、小長井委員、田中 (伸) 委員、中村委員、葉山委員、堀江委員
開催形態	公開 (傍聴者12人)
議 題	<p>1 アイテック株式会社 (仮称) アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書について</p> <p>2 (仮称) 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について</p> <p>3 (仮称) アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価方法書について</p>
決定事項	平成27年度第14回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事	<p>1 平成27年度第14回横浜市環境影響評価審査会会議録確認</p> <p>2 議題</p> <p>(1) アイテック株式会社 (仮称) アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書について</p> <p>ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。</p> <p>イ 事業者補足資料について事業者が説明した。</p> <p>ウ 質疑</p> <p>【水野委員】 式もある程度詳しく書いていただいて、これは第3者が評価するのに非常に分かりやすくなって、客観的になったと思います。</p> <p>少し訂正していただきたいのですが、補足資料の2ページに排ガス速度、煙突口径、排ガス量があり、有効数字がもう少し小さいのではないかと思います。排ガス速度が19.76m/sは、19.7か19.8と。煙突口径も、もう少し有効数字が小さい気がします。計算上では出てくると思いますが、計算結果としては、有効数字を考えた桁を使っていただくべきだと思います。</p> <p>結果ですが、補足資料9ページ、10ページに短期の結果が出ていますが、特に10ページの「ダウンウォッシュ、ダウンドラフト考慮」の条件が最終的な評価に値する数字と思っています。これによると、最初に示していただいた実煙突高を使ったものと比べて、例えば表-6 (1) では1番高いところの大気安定度Bになっていますが、これに比べて1桁程度小さくなっており、こちらの方が妥当な数値だと思います。実煙突高で計算した場合も結果は出てきますが、実態には合わない気がします。最終的には、10ページの下の方を使われるべきと思いました。</p> <p>塩化水素については、実際の濃度が補足資料32ページに出ており、調査全体の平均値は0.0003ppmぐらいです。それと長期平均で計算した結果が補足資料17ページにあります。各地の塩化水素は、0.0003ppmと同程度か、それ以下ぐらいになっており、これぐらいのレベルにあることに</p>

なります。現状に比べて、塩化水素はかなり高い濃度になっているわけではないことが、ここから判ります。

今までに比べるとデータをしっかり示していただいたので、こちらも見えるようになったと思います。

【津谷委員】

補足資料15ページ、16ページの表の整理について、15ページの表-8の陸地側最大値の短期予測がなく、16ページの表-9にも「評価していない」項目があるのですが、これをそれぞれしなかった理由は、指針上しなくてよいか、技術的に困難とかそういうことでしょうか。

【事業者】

長期予測に関しては、各風向の出現頻度を考慮して風向別に濃度を計算していますので、実際の最大値と陸地側の最大値は異なる場所に出現する可能性があります。今回、実際に最大値は計画地の北北東側、陸地側の最大値はほぼ逆側に出現しましたので、最大値と陸地側の最大値というかたちで数値を参照しています。それに対しまして、短期予測は最大の組み合わせになる風速と大気安定度の組み合わせ、あくまでもこの2つだけで条件を設定している関係上、図を載せてありますが、同心円状、計画地を中心とした一定の距離の数字として算出されるものです。したがって、陸地側の最大値という概念の数字を提示することができません。

表-9の評価項目でバーが入っているものは、各項目に評価対象とするデータの性格がありまして、それぞれに合わせるとこのような表になります。ダイオキシン類に関しましては、年平均値のみで環境基準が設定されています。浮遊粒子状物質と二酸化いおうに関しましては、日平均値と一時間値で基準が設定されています。塩化水素につきましては、参考値にはなりますが、数値の性格としては1時間値と対比すべき性格のものです。二酸化窒素につきましても、参考値ですが1時間値が示されています。

【奥副会長】

塩化水素の短期予測結果についてですが、表は補足資料29ページにあり、説明の文章が補足資料26ページにあります。26ページの1番最後の段落に「塩化水素の実煙突高のみによる予測結果(0.0190ppm)が許容濃度(0.02ppm)に近い値となっておりますが、有効煙突高を考慮した計算結果(逆転層発生時(無風)を除く)は、最大でも0.0063ppmでした。」と書かれており、カッコ書きで無風の場合を除くとあります。有効煙突高を考慮した計算結果は、正確には最大で0.018ppmで、許容濃度に結構近くなっているわけです。ここで、わざわざカッコ書きで無風を除いて、「最大は0.0063ppm」と書かれています。この文章の書き方として、影響がないことを言うための、意図的な表現になっている気がします。正確に客観的に評価結果を記載していただく意味においては、無風の場合ですけど、有効煙突高を考慮した計算結果では0.018ppmだったわけです。文章の書き方が、明らかに事業者の意図を表しているような書き方で、客観的な結果を表す文章としては不適切ではないかと思しますので、もう少し留意していただきたいと思します。

【事業者】

こちらの文章につきましては、前段で一度、逆転層発生時(無風)に関する記述をさせていただいており、逆転層発生時(無風)というのは、大気安定度Aで無風の条件で計算しております。ただし、平成26年度の観測結果では、1度もこの条件は出現していないということで、以降の評価からは参考という扱いで表現させていただきました。

【奥副会長】	平成26年度に限っては出現しなかったということですね。
【事業者】	はい、そういうことです。
【奥副会長】	他の年度で、出現したかどうかは分からないのですね。
【事業者】	はい。調べれば分かりますが、今回は調べていません。
【佐土原会長】	今の出現頻度は、補足資料4ページの表で読み取るべきものですか。
【事業者】	4ページの表は、あくまで風向別の大気安定度の出現頻度で、風速が入っていないため、この表だけでは、読み取るのは難しいと思います。
【佐土原会長】	これが計算結果として出てきて、客観的なデータで平成26年度はなかったということですが、過去何年かでどれぐらい割合で、ほとんどないのか、たまたま1年と言うことだと、根拠として弱い気がします。
【事業者】	予測で用いる気象データは、最新の年度のものを1年間通じてということで、今回は平成26年度を対象に使っています。一部の物については、大気汚染などは他年度の物も使用していますが、気象データになりますとデータ数が多いことと、年により多少変動はありますが全体的な傾向として大きく変わることはないだろうという想定のもとで、平成26年度のデータを代表としています。
【水野委員】	先ほどの補足資料15ページについて、なぜ陸地側最大値の短期予測ができないかと言うことですが、風向を陸側の風向に限定すれば、陸地側の最大値が出てくるのではないのですか。
【事業者】	陸側の風向に限定した気象条件ということでしょうか。そういう条件であれば、数値を出すことは可能です。
【水野委員】	最大値が常に陸側にあれば問題はないのでしょうか、海側にある場合もあるわけですね。陸側の頻度が高いのですから、その風向でどれぐらいの濃度になるかの計算はできるのでしょうか。
【事業者】	計算は可能です。この表ではあえて陸地側の最大値を示していませんが、同心円状で試行されているので、実際の最大値が陸地側に該当すると解釈しています。
【水野委員】	同心円状とは無風時ということですか。
【事業者】	短期予測につきましては、風向を考慮していませんので、最大値が出現した距離だけで同心円を描いているだけです。
【水野委員】	短期予測は風向を考慮しないで、風速だけでやっているということですか。
【事業者】	風速と大気安定度の組み合わせで最大になる数値です。
【水野委員】	大気安定度が不安定がA、B、C、Dの状況は、だいたいは陸側に濃度が出てくるわけですね。最大値は陸上側にあると考えていいということですか。海から風が吹いてくるわけですから、安定度は不安定増大ですね。そうすると陸側に濃度が出てくるということですね
【事業者】	短期予測に関して風向という概念は考慮していません。あくまで発生源からの距離、最大着地濃度の距離を計算しています。
【水野委員】	それは分かりました。知りたいのは陸上ではどのくらいなのかということですね。他の金沢住宅や市大病院等の場所の値は出るのですから。場所を特定しなくても陸上でどのくらいなのか、最大でどのくらいなのか示された方がいいと思うのです。それは単に、風向を限定すればそれでいいということですか。
【事業者】	そうです。
【水野委員】	ということは、最大値というのは、陸地側最大値と同じ意味でよろし

いのですか。

【事業者】 そういことです。

【水野委員】 それを分かりやすく示していただければいいのでは。

ダイオキシン類ですが、補足資料17ページのバックグラウンド
0.017pg-TEQ/m³は1年間測定しているのではなく、ある程度の期間で測定
していますよね。いろいろな範囲を0.017 pg-TEQ/m³プラスマイナス50%
や30%ぐらいの値で変動しているかたちですね。それに比べて計算され
たのが、それと同じぐらいになるか。それに対して一桁は小さいけど、
数十%はあるという感じですか。

【事業者】 はい、そうです。

【水野委員】 そうすると、測定すると観測されてくる可能性が、ここでは実際測っ
てないので分からないのですが、この近くで測定すれば20%程度の負
荷、場所によってはさらに高い濃度になる可能性があるということす
ね。

【事業者】 計算上はそうです。

【水野委員】 ただし年間の平均値0.6pg-TEQ/m³に比べれば十分に小さいというこ
とで
すね。

【事業者】 はい、そのとおりです。

エ 審議

【木下委員】 産廃処理施設については、一日の焼却処理能力が100tを超すと第1分
類ということでしたね。

【事務局】 はい、そのとおりです。

【木下委員】 今回は95tで、ほとんど変わらないという状況で、100tを超した場合は
第1分類だから別の手続をする。仮に、第2分類の判定を行って、アセ
スが必要ないとなった時、市のフォローアップはどうなるのですか。

【事務局】 フォローアップといいますと、「アセスは不要であるが、その他に何か
できるか」ということですか。

【木下委員】 一方は100tで、必ず事後調査まで実施となり、一方は95tでほとんど
変わらない処理能力であるけれども、判定で実施しなくて良いというこ
とになれば、今後のフォローは打ち切られるということでしょうか。

【事務局】 条例の規定上、判定で不要になれば、ここでアセスの手続としては終
了という形になります。ただ配慮書の段階で、配慮市長意見を出してい
ますので、不要の場合、それに対して事業者がどう対応していくかを、
見解書として提出する義務があります。

事務局資料の2枚目の裏に「判定とその後の手続」というものがあり
ます。アセスを行う場合は、アセスを行うこと自体が行政手続上の不利
益処分にあたるということですので、事業者に弁明の機会の付与の通知
を与え、弁明書もらった後に、アセスを行う旨と理由を通知してアセ
スを行ってもらい流れになっています。アセスを行わない場合は、アセ
スを行わない旨とその理由を通知して、その後、事業者に、配慮市長意
見に対する事業者の見解を提出してもらい、それを公告、縦覧して、手
続きが終了になります。

【木下委員】 仮の話、一方100t超えたらずっと追いかけていき、95tの場合は、す
んとそこで終わる。環境影響評価としては、そこまででしょうか、市と
してはその後のフォローアップはどうなっているのでしょうか。

【事務局】 廃棄物処理施設については、施設の設置許可等の手続があります。供

用後につきましては、法的規制基準がありますので、規制担当部署による指導といった意味でのフォローアップはあります。

【水野委員】 アセスをやるかどうかの基準ですが、相当程度の環境影響を及ぼすおそれというのですが、相当程度というのが定量的に示されていないということで、どのような事例が今まであったとか、あるいはどう考えたらいいか、今までの経験はあるのですか。

【事務局】 相当程度の数値的な基準は設けていません。それは事業ごと地域特性ごとに判断していただく趣旨です。明確な基準は設けていません。

横浜市のアセス条例改正後、判定を行った事例としては、みなとみらい地区の37街区の高層建築物でありました。それ以外の事業で、判定した事例はありません。高層建築物の時は、高層建築物による日照による周辺の保育園への影響の状況に対して、まさに何が相当程度なのかを明確な基準がない中で判断していただきました。

【水野委員】 今回の場合、相当程度の影響があるかないかは、計算した結果を出していただかないと分からないですけど、出していただいたこと自体はアセスではないのですね。

【事務局】 相当程度影響があるかないかを判断していただく意味で、配慮すべき施設に対して、環境基準との比較でこういった資料が出てきているのだと思います。実際のアセス手続の中で予測評価をするのと同様の手法を用いて、事業者が予測し評価をしてきているのだと思います。配慮すべき施設に対して相当程度影響があるかを判断していただくために、審査会の中でそういう資料要求がありましたので、事業者も提出したということですね。

【水野委員】 大気汚染の問題で言えば、今作った資料を基にして、相当程度の影響があるかをこちらで判断するということになるのですか。

【事務局】 そういうことになります。

【岡部委員】 補足資料32ページのところで、シンシアの施設が稼働している中でこういう値が出たということで、値自体は基準より低いものですが、濃度というのが並木、長浜と比べて富岡で倍ぐらい違っているのです。シンシアも同様な予測をしていたと思うのですが、当時もこのような分布になるとの予測だったのですか。

今回も予測が出されており、予測を信じるしかないのですが、これが実際の結果が出てきてどうなるのか、この周辺の予測結果を信じて大丈夫なのか心配なのです。第1分類の場合は、あとでフォローされているので、何かあってもそこで対応されますが、今回はこの予測だけを頼りに考えていかなければいけないので。

【事務局】 環境濃度につきましては、長浜測定局のところで二酸化窒素、二酸化イおう、浮遊粒子状物質に関しては引き続き確認することができます。供用後は事業者に対して煙突からの排気についてダイオキシン類を含み規制がかかっていますので、規制指導として測定させることもありますし、ダイオキシン類につきましては、ホームページで測定結果が公表されているようです。廃掃法関係になります。維持管理情報を公表しなければいけないという規定があると聞いています。方法は事業所に任せられているようなのですが、自社の排ガスの濃度等を公表している事業者もいるようです。

【岡部委員】 長浜測定局の方が計画地との距離が近いのですが、富岡小学校の方が

濃度的には倍ぐらいとなっています。同じ時期で比較していきますとそういう傾向がみられます。予測の補足資料23、24ページで必ずしも円の線の位置がそういう形では予測されていないようですが、数値からの計算と実測値がこれぐらいずれていても、基準値を下回っているからいいと考えていいものでしょうか。

【事務局】 今のご質問は23ページのコンター図が、小学校にかかってないということでしょうか。

【岡部委員】 そうではなくて、たぶん海から風が来て流れていくという予測でこうなっているのだと思いますが、実測値を見ると必ずしも、ずっと落ちているのではなくて、富岡の方にずっと流れいくかたちになっています。シンシアの場所が違うからなのではいでしょうか。

【佐土原会長】 実測値は表になっています。

【事務局】 シンシアの場合は、事業所の位置はだいぶ北側になり、最大着地は距離的にも大分違ってきます。近くよりも少し離れたところに最大着地となっています。

【岡部委員】 予測はだいたい当たっていたということですか。

【事務局】 シンシアの時もそうだったのですが、小学校が配慮すべき場所と言うことで、事後調査で小学校での環境測定だったと思います。予測のやり方は多少の違いはありますが、長期予測では場所もちよっと違いますし、煙突高さ等も違いますので、コンター図の形が少し違うかもしれませんが、長期予測だと、海側と陸側に最大着地濃度が出るような形で書かれたものが予測評価の中で出ていました。事後調査の中で、今回出ているのは塩化水素だけですが、二酸化窒素、二酸化イオウを含めて出されています。

【水野委員】 表-13というのは実測値であって、予測ではないのですよね。

【事務局】 そうです。

【水野委員】 シンシアがたぶん、予測したとしても、7日間平均とか期間平均とかは多分出てなくて、短期あるいは長期平均のどちらかで、直接、表-13とシンシアの予測結果との関係はつながりません。おそらく同じように評価するのは難しいことになるので、シンシアの影響がどのくらいになるのかは、直接的には判らないと思います。評価時間を変えて、もっと短い時間でやる等、様々な方法を使わないと比べられないと思います。これは勘ですが、おそらく影響は出てきてないかなと思います。

【田中(稲)委員】 補足資料33ページで、シンシアがどの位置か教えてください。

【事務局】 33ページの並木第一小学校の右側に並木北というシーサイドの駅があると思うのですが、その脇に金沢水再生センターがあるかと思っています。そのもう少し右側になります。金沢水再生センターから、図では2 cmぐらい右側になります。

【奥副会長】 今回の廃棄物処理施設について、考慮すべき環境予測で、一番注意すべきは大気かと思っています。今回いろいろデータを出していただいて、予測と事業者なりの評価をされていて、ミニアセス的なことをこの段階でやっていただいていると思います。今回出されたデータを基に、相当程度の影響があるかどうかをどのように判断するのかというときに、何を拠り所にするのか、あらかじめ定められた基準があるわけではないので、そういう意味では、環境基準もしくは基準値といったものをベースに判断せざるを得ないかと思っています。結論を言うわけではないのです。

が、そういう考え方になるのかと思いました。

ただし、岡部委員が指摘された点は非常に重要で、今回アセスをしないという判断になった場合でも、今回出していただいたデータ、ある意味予測が実際に照らしてどうだったかという所は、アセスの手続きを外れてしまったとしても、フォローしていく必要があると思っています。操業許可が仮に出たとして、実際、稼働が開始された後についての事後調査的なもの、アセスを強制するような法的な根拠があるわけではないですが、実態をしっかり把握していただいて、それについての情報提供、特に周辺にお住まいの方々は、この施設による影響について非常に心配だと思います。事業者の社会的責任を果たす意味において、事後調査とその結果を公表していくことを、審査会の付帯意見という形で、申し述べるべきだと思います。

【佐土原会長】 今の意見に関連で質問ですが、手続のフローの中で、配慮市長意見書が通知で送られると、ここには、そういった意見のようなこれから対応していただきたいことを、付帯意見として出せるのでしょうか。

【事務局】 配慮市長意見書自体はすでに出されています。そこに書かれている項目に対しての見解を、事業者が市に出してきます。

今回、もし審査会のほうで、答申としての供用後のモニタリングの話だと思いますが、配慮市長意見とは別に今回の答申を受けて、事業者の見解を出してもらおうという形になるのかと思います。手続き上の規定がない中で出すこととなりますので、強制力と言う面では、担保できるものではないです。今回の答申を受けての、市としての意見になります。

【木下委員】 アセス条例上は、そのあとのフォローアップは難しいのはよく分かりました。市としては、先ほどの話にあったように、監督者がおられるのですから、市の立場として、経過を追いかけていくことは可能でしょうか。事業者に対してアセス条例に基づいて物申すというのは、厳しいかもしれませんが。監督者として、後々のデータもちゃんと出して、今後の問題が生じた場合の参考資料にできるのでしょうか。市の方で、フォローアップすることは、できると考えてよろしいのですか。

【事務局】 市としてのフォローアップは当然あると思います。それぞれの法、条例がありますので、法、条例の規定に基づいて、できるものはしていくようになります。

【横田委員】 今回行った予測結果に基づく影響で判定するという事だと思うのですが、予測条件は計画の熟度で成熟されていくと思いますが、現段階での予測条件はこれ以上増えないという前提でよろしいのでしょうか。

【事務局】 今回、事業者に予測してもらった方法は、ほとんどアセスの方法書に近いものになっています。ある意味、予測評価までしてもらっているようなレベルと考えても良いと思います。事業者がこの計画で進めていく前提であれば、この予測が今できる最大のところかなと考えます。

【水野委員】 今回はこの状態でやらざるを得ないのですが、実際には、例えば風の条件にしても、焼却施設の近くできちんと測ってやりなさいと言うのが、本来の方法で、ここから少し距離が離れたところの風の条件を使っているのです。その誤差はあります。その計算結果は数字として出ていますが、前提条件としていろいろな制限がかかった中で、やっているのです。数字そのものの差は出ていますが、そういうことを考えながら判断しないといけないと思っています。一応の目安ではあるけど、そのま

まというというわけではないです。アセスだから仕方ないかもしれないですが、そういう状況の結果だと判断したほうがいいです。

相当程度の影響をどのように考えるかと言うと、なかなか難しいと思っています。環境基準に比べて十分小さい、環境基準に比べてどのくらい小さければいいか、それは1割か2割、あるいは5%以下なのかその辺の基準をどう考えるか。もう一つは、現状を悪化させないという判断基準があって、現状を悪化させないと言うのはどの位なのか、判断基準の考え方をきちんと整理しないと、相当程度あるかないかは難しいかなと思います。一つ現状非悪化と言う意味でいえば、例えば二酸化炭素を見れば、バックグラウンドが0.002ppmなので、おそらくほとんど計測限界です。それに対して、計算結果が70%、80%あるといっても、おそらく測定してもほとんど出てこない。だから現状非悪化という見方では、クリアーできる気がします。二酸化窒素も浮遊粒子状物質も随分小さい。一つだけダイオキシン類だけは状況が違って、現状に比べて高い濃度が出る可能性が示されています。補足資料19ページで判りますが、ただ基準値に比べて小さいけど、こういうのをどのように判断するか。ものによって違うのを、その辺も考慮しながら、著しい影響あるのかを判断しなくてはいけないということです。

【津谷委員】 相当程度の環境影響を及ぼすおそれは、結局、環境基準に適合するかどうかを、このデータをみて判断せざるを得ないかと思っています。塩化水素の実煙突高の数字が、基準に近い数字が出ているのが気になるのですが、クリアーしているという形で資料がでていて、それに対しては特に、この数値はおかしいという審議の結果も出ていないので、相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるという判断は難しいのではないかと思います。第1分類事業の規模に当たるギリギリのところではありますが、形の上ではクリアーしていると、法的な拘束力が無くても、こういうことをしていただきたいという意見を付けて判定せざるを得ないという意見です。

【佐土原会長】 だいたい一通り意見いただいたと思います。相当程度と言うことを法的根拠に基づいて、ここで影響があると判断するのはなかなか難しいという資料が出ていますと言うのが皆さんの意見だと思います。ただし、アセスの仕組みの中では、難しいとあっても、懸念されることは数値でいくつか出ているので、今後、市としてフォローアップしていただいて、できる限り環境影響等、問題にならない対応をしていただく、そういうことを意見として色々つけていただいて、今回の事案については、相当程度の影響があるとは認められないという結論ではないかと思いますが、よろしいでしょうか。

【佐土原会長】 はい、ありがとうございます。それでは、次回、今回の議論を踏まえて答申案を作成していただいて、それに基づいて審議をしたいと思います。

(2) (仮称) 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について

ア 審査会に対し諮問した。

イ 手続について事務局が説明した。

ウ 環境影響評価準備書の概要について事業者が説明した。

事務局の依頼に基づき、事業者は、騒音・振動・地域社会の評価項目についての説明を割愛し、次回の審査会でこれらを説明するとした。

【事務局】 本日は、既に審査会の終了時刻を大きく超過しているため、本件の審議については次回とさせていただきたいと考えています。次回は、本日説明を割愛した騒音・振動・地域社会の評価項目について、事業者から説明を致しますので、説明後に審議の続きをお願い致します。本件に関して意見があるが、次回出席ができない委員がいらっしゃる場合は、事務局までご連絡いただければ、その内容を次回審査会で代読することも可能です。

また、このあと予定していた「(仮称) アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価方法書について」は、これまでの審議の内容を検討事項一覧とし、お手元に配布させていただいておりますので、後程ご覧いただき、ご意見がある場合は事務局にご連絡下さい。個別に調整させていただき、次回までに事務局が作成する答申案に反映致します。また、前回審査会で横田委員からご質問いただいた内容とその回答については別途、委員の皆様にお知らせし、本日の会議録にもその内容を掲載致します。

時間が無くなってしまった為、このような対応とさせていただければ幸いです、よろしいでしょうか。

【佐土原会長】 はい。そのようにお願い致します。

(3) (仮称) アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価方法書について

ア 第14回横浜市環境影響評価審査会における横田委員の質問に対する回答

【横田委員の質問】

「北仲通北再開発等促進地区地区計画」が平成26年に事業者の都市計画提案によって容積率変更・割増等された中で、地区施設である広場Dの位置の検討は対象になっていたのか、また、変更提案が可能であったのか。

【横浜市都市整備局都心再生部 都心再生課の回答】

広場Dは、平成19年の都市計画変更の際に定められた地区施設で、配置位置、面積3250㎡が定められています。これは、関内地区都市景観協議地区等に示されているヨコハマ創造都市センター付近から海への見通し景観の確保のために設けられたもので、横浜市景観計画との整合が図られており、位置の変更は難しいと考えています。

平成25年の都市計画提案の際には、北仲通北地区の地権者により地区内の事業計画をあらかじめ検討し、広場Dの面積を縮小(3050㎡)する提案がされています。なお、位置を変更する提案も手続上は可能となっています。

最後に、平成26年の都市計画変更内容ですが、地区全体の容積率は変更していません。容積の内訳として住宅用途の容積率の緩和を行いました。

- 資料
- ・平成27年度第14回(平成28年1月22日)審査会の会議録【案】
 - ・アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業 第2分類事業判定届出書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業 第2分類事業判定届出書に関する補足資料 事業者資料

- ・横浜市環境影響評価条例の第2分類事業判定基準等について 事務局資料
- ・（仮称）横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書について（諮問）（写し） 事務局資料
- ・（仮称）横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書に係る手続について 事務局資料
- ・（仮称）横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業 準備書の概要 事業者資料
- ・（仮称）アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価方法書検討事項一覧 事務局資料